

### 2.3 その他の変状

変状の種類
<p>⑩ 路面の凹凸（舗装の異常）</p> <p>⑪ 支承部の機能障害</p> <p>⑫ その他</p>



(I) 一般的性状・変状の特徴

- ◆ シェッドの舗装面等の路面に生じる凹凸や段差をいう。



写真番号 S-10.1.1

説明

舗装に異常が生じた例。



写真番号 S-10.1.2

説明

舗装に異常が生じた例。

(I) 一般的性状・変状の特徴



写真番号 S-10.1.3

説明  
舗装に異常が生じた例。



写真番号 S-10.1.4

説明  
歩道の舗装に異常が生じた例。



写真番号 S-10.1.5

説明  
歩道の舗装に異常が生じた例。

(Ⅱ)他の変状との関係

- ◆ 発生原因や発生箇所にかかわらず，凹凸や段差は全て対象とする。
- ◆ 舗装のコルゲーション，ポットホールや陥没なども対象とする。
- ◆ シェッドの谷側基礎が河川近傍の護岸擁壁や海岸擁壁の場合には，擁壁背面（舗装下）の土砂流出が生じることがある。この兆候として生じる谷側の舗装のひびわれや陥没なども対象とする。



S-10.2.1

説明

舗装に異常が生じている。

シェッドの谷側基礎が河川近傍の護岸擁壁や海岸擁壁の場合には，擁壁背面（舗装下）の土砂流出が生じることがある。この兆候として生じる谷側の舗装のひびわれも対象とする。



写真番号

S-10.2.2


説明

舗装に異常が生じている。

発生原因や発生箇所にかかわらず，凹凸や段差は全て対象とする。



その他の変状	⑩路面の凹凸(舗装の異常)	4 / 7
--------	---------------	-------

(Ⅱ)他の変状との関係			
	写真番号	S-10.2.3	
	説明 舗装に異常(ポットホール)が生じている。  舗装のポットホールや陥没なども対象とする。		
—	写真番号	—	
	説明		
—	写真番号	—	
	説明		

(Ⅲ)変状程度の評価

- ◆ 変状程度の評価は、「路面の凹凸」の変状評価基準に基づいて行う。

(1)変状評価基準

1) 変状程度の評価区分

区分	一般的状況
a	変状なし
b	—
c	凹凸が生じており、段差量は小さい(20 mm未満)。
d	—
e	凹凸が生じており、段差量が大きい(20 mm以上)。 シェッドにおいて、谷側の舗装に変状が生じており、舗装下の土砂流出が発生している可能性がある。

その他の変状	⑩路面の凹凸(舗装の異常)	6 / 7
--------	---------------	-------

(Ⅲ)変状程度の評価							
(2)評価例(1/2)	評価 c						
	<table border="1"> <tr> <td>写真番号</td> <td>S-10.3.1</td> </tr> <tr> <td>部材名</td> <td>路上(舗装) (R-X-Pm)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>舗装に異常が生じている。段差量は小さい(20mm未満)。</td> </tr> </table>	写真番号	S-10.3.1	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)	備考	舗装に異常が生じている。段差量は小さい(20mm未満)。
	写真番号	S-10.3.1					
	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)					
	備考	舗装に異常が生じている。段差量は小さい(20mm未満)。					
	<table border="1"> <tr> <td>写真番号</td> <td>S-10.3.2</td> </tr> <tr> <td>部材名</td> <td>路上(舗装) (R-X-Pm)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>舗装に異常が生じている。段差量は小さい(20mm未満)。</td> </tr> </table>	写真番号	S-10.3.2	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)	備考	舗装に異常が生じている。段差量は小さい(20mm未満)。
	写真番号	S-10.3.2					
	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)					
	備考	舗装に異常が生じている。段差量は小さい(20mm未満)。					
	<table border="1"> <tr> <td>写真番号</td> <td>S-10.3.3</td> </tr> <tr> <td>部材名</td> <td>路上(舗装) (R-X-Pm)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>舗装に異常が生じている。段差量は小さい(20mm未満)。</td> </tr> </table>	写真番号	S-10.3.3	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)	備考	舗装に異常が生じている。段差量は小さい(20mm未満)。
	写真番号	S-10.3.3					
	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)					
	備考	舗装に異常が生じている。段差量は小さい(20mm未満)。					



その他の変状	⑩路面の凹凸(舗装の異常)	7 / 7
--------	---------------	-------

(Ⅲ)変状程度の評価							
(2)評価例(2/2)	評価 e						
	<table border="1"> <tr> <td>写真番号</td> <td>S-10.3.4</td> </tr> <tr> <td>部材名</td> <td>路上(舗装) (R-X-Pm)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>舗装に異常が生じている。段差量が大きい(20mm以上)。</td> </tr> </table>	写真番号	S-10.3.4	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)	備考	舗装に異常が生じている。段差量が大きい(20mm以上)。
	写真番号	S-10.3.4					
	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)					
	備考	舗装に異常が生じている。段差量が大きい(20mm以上)。					
	<table border="1"> <tr> <td>写真番号</td> <td>S-10.3.5</td> </tr> <tr> <td>部材名</td> <td>路上(舗装) (R-X-Pm)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>舗装に異常が生じている。段差量が大きい(20mm以上)。</td> </tr> </table>	写真番号	S-10.3.5	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)	備考	舗装に異常が生じている。段差量が大きい(20mm以上)。
	写真番号	S-10.3.5					
	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)					
	備考	舗装に異常が生じている。段差量が大きい(20mm以上)。					
	<table border="1"> <tr> <td>写真番号</td> <td>S-10.3.6</td> </tr> <tr> <td>部材名</td> <td>路上(舗装) (R-X-Pm)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>舗装に異常(ポットホール)が生じている。段差量が大きい(20mm以上)。</td> </tr> </table>	写真番号	S-10.3.6	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)	備考	舗装に異常(ポットホール)が生じている。段差量が大きい(20mm以上)。
	写真番号	S-10.3.6					
	部材名	路上(舗装) (R-X-Pm)					
	備考	舗装に異常(ポットホール)が生じている。段差量が大きい(20mm以上)。					

(I) 一般的性状・変状の特徴

- ◆ 当該支承の有すべき荷重支持や変位追随などの一部又は全ての機能が損なわれている状態をいう。
- ◆ 主梁落下防止システム（桁かかり長を除く。）の有すべき機能の一部又は全ての機能が損なわれている状態をいう。

分類	変状内容
1	支承本体, アンカーボルト
2	主梁落下防止システム (水平アンカー, 鉛直アンカーバー等)



写真番号 S-11.1.1

説明  
 支承部の鉛直アンカーバーに脱落が生じて、支承の水平力支持機能が損なわれた例。



写真番号 S-11.1.2

説明  
 支承部のアンカーボルトに脱落が生じて、支承の水平力支持機能が損なわれた例。



(I) 一般的性状・変状の特徴



写真番号 S-11.1.3

説明

著しい腐食により、鋼製支承の回転機能が損なわれた例。



写真番号 S-11.1.4

説明

支承部のアンカーボルトに折損が生じて、支承の水平力支持機能が損なわれた例。

(注：折損箇所を赤線でマーキングしている)



写真番号 S-11.1.5

説明

ゴム支承に異常な変形によるわれが生じ、支承の水平力支持機能と変位追従機能が損なわれた例。

(I) 一般的性状・変状の特徴



写真番号 S-11.1.6

説明  
 ゴム支承のモルタルが土砂化し、支承の水平力支持機能と変位追随機能が損なわれた例。



写真番号 S-11.1.7

説明  
 ゴム支承が浮いており、支承の鉛直支持機能が損なわれた例。

写真番号 —

説明

(Ⅱ) 他の変状との関係

- ◆ 支承アンカーボルトの変状（腐食、破断、ゆるみなど）や沓座モルタルの変状（ひびわれ、剥離、欠損など）など支承部を構成する各部材の変状については、別途それぞれの項目でも扱う。
- ◆ 支承部の土砂堆積は、原則、「土砂詰まり」として扱うものの、機能障害が生じている場合は、本変状でも扱う。なお、支承部の変状状況を把握するため、堆積している土砂は点検時に取り除くことが望ましい。



写真番号 S-11.2.1

説明

支承モルタルが破損し、腐食したアンカーボルトがゆるんでいる。

この場合、「支承部の機能障害」、「ゆるみ・脱落」、「腐食」の3項目として扱う。



写真番号 S-11.2.2

説明

支承のアンカーボルトに脱落が生じている。

この場合、「支承部の機能障害」、「ゆるみ・脱落」の2項目として扱う。

(注：折損箇所を赤線でマーキングしている)



その他の変状	⑪ 支承部の機能障害	5 / 7
--------	------------	-------

(Ⅱ) 他の変状との関係		
	写真番号	S-11.2.3
	説明 支承部のアンカーボルトに腐食が生じている。  腐食によって機能が損なわれていたり、ボルトに断面欠損が生じるなどで所要の機能を果たせないと考えられる場合には、「腐食」とともに「支承部の機能障害」としても扱う。	
	写真番号	S-11.2.4
	説明 鋼製支承（柱基部）の腐食に伴い、支承モルタルが欠損している。  この場合、「支承部の機能障害」、「変形・欠損」の2項目として扱う。	
	写真番号	S-11.2.5
	説明 支承部のアンカーボルトに腐食、折損が生じている。  この場合、「支承部の機能障害」、「腐食」、「ゆるみ・脱落」の3項目として扱う。	

(Ⅱ) 他の変状との関係



写真番号 S-11.2.6

説明

台座コンクリートにひびわれが生じている。

支承の機能は損なわれていないと判断できる場合には、「ひびわれ」として扱う。



写真番号 S-11.2.7

説明

ゴム支承の支承モルタルに欠損が生じている。

この場合、「支承部の機能障害」、「変形・欠損」の2項目として扱う。



写真番号 S-11.2.8

説明

支承部アンカーボルトが埋設された柱基部の保護コンクリートに欠損が生じている。

支承の機能が損なわれているとまでは判断できない。

この場合、支承モルタルを「変形・欠損」として扱い、谷側柱を「腐食」として扱う。

(Ⅲ) 変状程度の評価

- ◆ 変状程度の評価は、「支承部の機能障害」の変状評価基準に基づいて行う。

(1) 変状評価基準

1) 変状程度の評価区分

区分	一般的状況
a	変状なし
b	—
c	—
d	—
e	支承部の機能が損なわれているか、著しく阻害されている可能性のある変状が生じている。

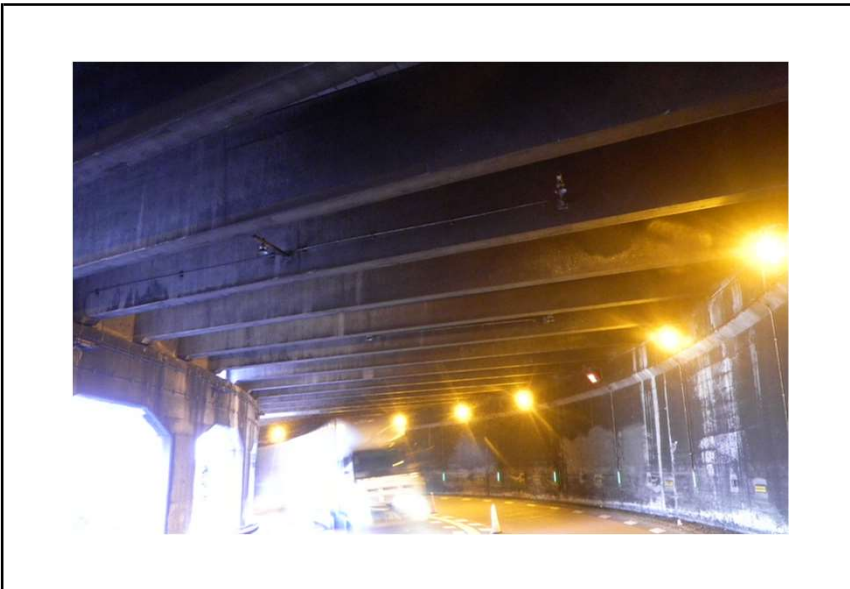
(2) 評価例

区分 (e) の評価は、「(Ⅰ) 一般的性状・変状の特徴」を参照のこと。

その他の変状	⑫その他	1 / 4
--------	------	-------

(I) 一般的性状・変状の特徴

◆ 「変状の種類」①～⑪, ⑬～⑳のいずれにも該当しない変状をいう。例えば, 鳥のふん害, 落書き, 不法占有, 火災に起因する各種の変状などを, 「⑫その他」の変状として扱う。



写真番号	S-12.1.1
説明	
排煙塵の付着の例。	



写真番号	S-12.1.2
説明	
防護柵や歩道に資材(ロープ・網など)による不法占拠が見られた例。	



(I) 一般的性状・変状の特徴



写真番号 S-12. 1. 3

説明

ケーブル残置の例。



写真番号 S-12. 1. 4

説明

柱横梁に植生していた例。



写真番号 S-12. 1. 5

説明

頂版から植生が垂れてきた例。



(I) 一般的性状・変状の特徴



写真番号 S-12.1.6

説明  
緩衝材上に倒木、落石が見られた例。



写真番号 S-12.1.7

説明  
山側受台に空洞が生じた例。



写真番号 S-12.1.8

説明  
谷側柱にコア抜き跡が見られた例。

(Ⅲ)変状程度の評価

- ◆ 変状程度の評価は、「その他」の変状評価基準に基づいて行う。

(1)変状評価基準

1) 変状程度の評価区分

区分	一般的状況
a	変状なし
b	—
c	—
d	—
e	変状あり

2) 変状内容の分類

分類	変状内容
1	不法占拠
2	落書き
3	鳥のふん等
4	目地材などのずれ, 脱落
5	火災による変状
6	その他

(2)評価例

区分 (e) の評価は、「(Ⅰ) 一般的性状・変状の特徴」を参照のこと。